

平成 2 7 年度

定期 監 査 報 告 書

塩 尻 市 監 査 委 員

目 次

第 1	監査実施期日及び監査対象課等	1
第 2	監査の範囲	3
第 3	監査の方法及び主眼	3
第 4	平成 2 7 年度上半期予算執行状況	4
第 5	監査の結果	9
1	概 要	9
2	総 務 部	13
3	企 画 政 策 部	16
4	市民生活事業部	19
5	健康福祉事業部	22
6	産業振興事業部	25
7	建 設 事 業 部	30
8	市民交流センター	32
9	こども教育部	34
10	水 道 事 業 部	41
11	そ の 他	44
	〔 会計課， 議会事務局， 選挙管理委員会事務局， 監査委員・公平委員会事務局， 農業委員会事務局 〕	
第 6	その他全庁的な監査所見	4 7

第1 監査実施期日及び監査対象課等

実施期日	監査対象課等
11月9日(月)	庶務課、消防防災課 会計課
11月10日(火)	人事課、税務課、収納課 情報政策課 市民課 議会事務局
11月11日(水)	財政課 生活環境課 長寿課、健康づくり課
11月12日(木)	生涯学習スポーツ課、男女共同参画・人権課
11月13日(金)	企画課、秘書広報課 産業政策課
11月16日(月)	地域振興課 福祉課 FPプロジェクト、森林課 都市計画課 農業委員会事務局
11月17日(火)	農政課 建設課、まちづくり推進課
11月19日(木)	交流支援課、子育て支援センター、図書館 教育総務課、こども課、家庭支援課
11月24日(火)	経営管理課、上水道課、下水道課 丘中学校、大門保育園、日の出保育園 選挙管理委員会・監査委員・公平委員会事務局

<p>11月25日（水）</p>	<p>現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 塩尻市文化会館舞台照明設備更新工事 (2) 吉田原保育園・吉田児童館分館建設工事（建築主体工事）、同（電気設備工事）及び同（機械設備工事） (3) 社会資本整備総合交付金事業道路改良工事市道堅石高出線 (4) 都市計画道路整備事業広丘西通線（大門地区）下水道付設替工事 (5) 都市計画道路整備事業（繰越）広丘西通線関連事業（市道苗圃駅西線）道路改良工事 (6) 富士見高原医療福祉センター両小野診療所（両小野国保病院組合繰出金） (7) 北小野保育園大規模改修工事 (8) 塩尻分団第4部（上西条）詰所建設工事 (9) 国指定文化財修理事業（堀内家）指定文化財修理補助金
<p>11月26日（木）</p>	<p>ブランド観光商工課</p>

第2 監査の範囲

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により、一般会計、各特別会計及び公営企業会計の平成27年度上半期（4月～9月）の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうか、その他必要と認められるものについては、事務事業の執行に係る工事の設計、施工等が適正に行われているかどうか、建物の維持管理が良好であるかどうかなどについて監査を実施した。

第3 監査の方法及び主眼

平成27年度定期監査実施計画に基づき、あらかじめ各課等から職員構成等の事務事業の概要、上半期の事業概要（事業名、事業の進捗状況、予算の執行状況、成果等）、下半期の事業概要、各課等における事業課題、問題点等、監査等による要望、指導、指摘事項等に対する措置状況などを記載した定期監査調書、工事請負費の執行状況に関する調べ、負担金・補助及び交付金に関する調べ、事業委託料に関する調べ、その他関係書類の提出を求めた。

監査に当たっては、「業務改善を図ること」や「業務リスクから職員を守ること」を念頭に、提出された調書、関係書類等に基づいて、所属長及び関係職員から説明を聴取し、地方自治法第2条第14項及び第15項並びに地方財政法第2条第1項及び第4条に規定された趣旨にのっとり、事務事業が効果的かつ経済的に執行されているか、また、組織及び運営が合理的で適正に執行されているかなどを主眼に監査を実施した。

第4 平成27年度上半期予算執行状況

1 一般会計

H27.9.30現在

(H26.9.30現在)

歳 入				歳 出			
科 目	予算現額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	科 目	予算現額 (千円)	支出済額 (千円)	執行率 (%)
市 税	9,856,148 (9,144,955)	5,333,085 (5,791,919)	54.11 (63.33)	議 会 費	230,020 (236,215)	118,533 (123,705)	51.53 (52.37)
地方譲与税	253,410 (262,290)	77,811 (72,337)	30.71 (27.58)	総 務 費	3,188,524 (4,487,552)	1,056,550 (960,440)	33.14 (21.40)
利子割交付金	17,000 (18,200)	6,939 (6,553)	40.82 (36.01)	民 生 費	9,116,288 (8,989,788)	3,745,113 (4,025,667)	41.08 (44.78)
配当割交付金	45,500 (34,600)	9,455 (8,545)	20.78 (24.70)	衛 生 費	1,718,597 (1,681,415)	596,200 (572,341)	34.69 (34.04)
株式等譲渡 所得割交付金	28,400 (4,200)	0 (0)	0.00 (0.00)	労 働 費	204,459 (269,692)	110,263 (165,489)	53.93 (61.36)
地方消費税 交付金	1,016,900 (825,000)	779,790 (451,355)	76.68 (54.71)	農林水産業費	1,198,350 (1,250,293)	498,569 (317,793)	41.60 (25.42)
ゴルフ場 利用税交付金	15,230 (15,000)	5,348 (5,056)	35.11 (33.71)	商 工 費	1,974,522 (1,937,277)	1,569,468 (1,569,741)	79.49 (81.03)
自動車取得税 交付金	41,000 (40,000)	16,195 (6,351)	39.50 (15.88)	土 木 費	3,051,265 (4,124,931)	962,284 (1,089,739)	31.54 (26.42)
地方特例 交付金	29,000 (31,000)	28,262 (29,324)	97.46 (94.59)	消 防 費	840,503 (751,040)	387,500 (365,786)	46.10 (48.70)
地方交付税	5,120,000 (5,560,000)	3,464,391 (3,734,475)	67.66 (67.17)	教 育 費	3,428,769 (3,356,779)	1,364,594 (1,230,688)	39.80 (36.66)
交通安全対策 特別交付金	10,700 (13,000)	6,565 (5,816)	61.36 (44.74)	災 害 復 旧 費	3,016 (5,769)	324 (194)	10.74 (3.36)
分担金及び 負担金	47,028 (418,183)	11,077 (167,827)	23.55 (40.13)	公 債 費	3,430,781 (3,266,806)	1,729,383 (1,594,912)	50.41 (48.82)
使用料及び 手数料	609,886 (329,622)	273,541 (136,982)	44.85 (41.56)	諸 支 出 金	210,000 (192,000)	210,000 (192,000)	100.00 (100.00)
国庫支出金	3,242,872 (3,695,133)	1,231,865 (1,204,747)	37.99 (32.60)	予 備 費	10,000 (10,000)	0 (0)	0.00 (0.00)
県 支 出 金	1,227,551 (1,272,765)	495,080 (397,015)	40.33 (31.19)				
財 産 収 入	83,772 (113,387)	42,663 (148,295)	50.93 (130.79)				
寄 付 金	27,800 (5,400)	307,053 (20,250)	1104.51 (375.00)				
繰 入 金	1,273,919 (1,099,042)	660,738 (0)	51.87 (0.00)				
繰 越 金	501,331 (737,423)	715,590 (737,423)	142.74 (100.00)				
諸 収 入	2,212,887 (2,358,167)	284,033 (256,677)	12.84 (10.88)				
市 債	2,944,760 (4,582,190)	0 (0)	0.00 (0.00)				
歳 入 合 計	28,605,094 (30,559,557)	13,749,481 (13,180,947)	48.07 (43.13)	歳 出 合 計	28,605,094 (30,559,557)	12,348,781 (12,208,495)	43.17 (39.95)

2 各特別会計

H27. 9. 30現在
(H26. 9. 30現在)

特別会計名	歳 入			歳 出		
	予算現額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	予算現額 (千円)	支出済額 (千円)	執行率 (%)
国民健康保険事業 特別会計	8,547,485 (7,616,848)	3,467,257 (2,999,690)	40.56 (39.38)	8,547,485 (7,616,848)	3,691,194 (3,133,458)	43.18 (41.14)
奨学資金貸与事業 特別会計	29,394 (31,569)	21,119 (21,586)	71.85 (68.38)	29,394 (31,569)	17,079 (16,100)	58.10 (51.00)
介護保険事業 特別会計	5,395,111 (5,314,991)	2,517,222 (2,410,820)	46.66 (45.36)	5,395,111 (5,314,991)	2,091,184 (2,018,216)	38.76 (37.97)
簡易水道事業 特別会計	101,961 (108,444)	16,521 (46,383)	16.20 (42.77)	101,961 (108,444)	36,573 (35,047)	35.87 (32.32)
国民健康保険 檜川診療所事業 特別会計	14,220 (11,151)	9,306 (8,589)	65.44 (77.02)	14,220 (11,151)	7,720 (5,005)	54.29 (44.88)
後期高齢者医療 事業特別会計	662,100 (678,003)	306,921 (276,204)	46.36 (40.74)	662,100 (678,003)	232,721 (206,895)	35.15 (30.52)
合 計	14,750,271 (13,761,006)	6,338,346 (5,763,272)	42.97 (41.88)	14,750,271 (13,761,006)	6,076,471 (5,414,721)	41.20 (39.35)

3 水道事業会計

(1) 収益の収入及び支出（税込）

H27. 9. 30現在
(H26. 9. 30現在)

収 入				支 出			
科 目	予算現額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	科 目	予算現額 (千円)	支出済額 (千円)	執行率 (%)
第1款	1,861,317	599,087	32.19	第1款	1,498,521	316,567	21.13
水道事業収益	(1,658,788)	(724,605)	(43.68)	水道事業費用	(1,689,856)	(369,057)	(21.84)
第1項	1,480,034	597,109	40.34	第1項	1,349,684	263,435	19.52
営業収益	(1,482,787)	(712,814)	(48.07)	営業費用	(1,316,622)	(305,089)	(23.17)
第2項	165,433	1,978	1.20	第2項	148,486	52,801	35.56
営業外収益	(175,981)	(11,791)	(6.70)	営業外費用	(147,551)	(54,757)	(37.11)
第3項	215,850	0	0.00	第3項	351	331	94.30
特別利益	(20)	(0)	(0.00)	特別損失	(225,683)	(9,211)	(4.08)

(2) 資本の収入及び支出（税込）

H27. 9. 30現在
(H26. 9. 30現在)

収 入				支 出			
科 目	予算現額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	科 目	予算現額 (千円)	支出済額 (千円)	執行率 (%)
第1款	235,322	78,680	33.44	第1款	931,362	341,560	36.67
資本的収入	(290,737)	(8,977)	(3.09)	資本的支出	(1,235,710)	(275,538)	(22.30)
第1項	209,700	77,300	36.86	第1項	674,886	214,129	31.73
企業債	(269,000)	(0)	(0.00)	建設改良費	(988,363)	(152,641)	(15.44)
第2項	1	0	0.00	第2項	256,476	127,431	49.69
固定資産売却代	(10)	(0)	(0.00)	企業債償還金	(247,347)	(122,897)	(49.69)
第3項	25,621	1,380	5.39	第3項	0	0	—
負担金	(21,727)	(8,977)	(41.32)	開発費	(0)	(0)	(0.00)
第4項	0	0	—				
補助金	(0)	(0)	(0.00)				

4 下水道事業会計

(1) 収益の収入及び支出（税込）

H27.9.30現在
(H26.9.30現在)

収 入			支 出				
科 目	予算現額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	科 目	予算現額 (千円)	支出済額 (千円)	執行率 (%)
第1款	2,885,913	857,483	29.71	第1款	2,699,513	438,004	16.23
下水道事業収益	(2,885,126)	(888,235)	(30.79)	下水道事業費用	(2,676,886)	(450,442)	(16.83)
第1項	1,979,258	856,160	43.26	第1項	2,196,261	217,757	9.91
営業収益	(2,091,688)	(887,822)	(42.45)	営業費用	(2,139,423)	(210,391)	(9.83)
第2項	786,662	1,323	0.17	第2項	502,851	219,858	43.72
営業外収益	(792,097)	(413)	(0.05)	営業外費用	(525,772)	(234,290)	(44.56)
第3項	119,993	0	0.00	第3項	401	389	97.01
特別利益	(1,341)	(0)	(0.00)	特別損失	(11,691)	(5,761)	(49.28)

(2) 資本の収入及び支出（税込）

H27.9.30現在
(H26.9.30現在)

収 入			支 出				
科 目	予算現額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	科 目	予算現額 (千円)	支出済額 (千円)	執行率 (%)
第1款	1,126,160	171,692	15.25	第1款	2,014,988	788,172	39.12
資本の収入	(880,352)	(87,628)	(9.95)	資本の支出	(1,829,188)	(736,855)	(40.28)
第1項	565,400	0	0.00	第1項	660,747	115,444	17.47
企業債	(557,500)	(25,000)	(4.48)	建設改良費	(507,855)	(75,363)	(14.84)
第2項	1	0	0.00	第2項	1,354,241	672,728	49.68
固定資産売却代	(10)	(0)	(0.00)	企業債償還金	(1,321,333)	(661,492)	(50.06)
第3項	340,199	171,692	50.47				
負担金	(183,854)	(51,728)	(28.14)				
第4項	220,560	0	0.00				
補助金	(138,988)	(10,900)	(7.84)				

5 農業集落排水事業会計

(1) 収益の収入及び支出（税込）

H27.9.30現在
(H26.9.30現在)

収 入				支 出			
科 目	予算現額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	科 目	予算現額 (千円)	支出済額 (千円)	執行率 (%)
第1款	468,910	137,085	29.23	第1款	417,030	61,670	14.79
農業集落排水事業収益	(455,109)	(141,835)	(31.17)	農業集落排水事業費用	(422,416)	(62,971)	(14.91)
第1項	291,817	136,914	46.92	第1項	349,475	31,184	8.92
営業収益	(291,526)	(140,248)	(48.11)	営業費用	(348,863)	(29,892)	(8.57)
第2項	155,587	171	0.11	第2項	67,346	30,279	44.96
営業外収益	(161,875)	(17)	(0.01)	営業外費用	(72,785)	(32,465)	(44.60)
第3項	21,506	0	0.00	第3項	209	207	99.04
特別利益	(1,708)	(1,570)	(91.92)	特別損失	(768)	(614)	(79.95)

(2) 資本的収入及び支出（税込）

H27.9.30現在
(H26.9.30現在)

収 入				支 出			
科 目	予算現額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	科 目	予算現額 (千円)	支出済額 (千円)	執行率 (%)
第1款	65,796	32,879	49.97	第1款	204,080	97,467	47.76
資本的収入	(69,143)	(34,617)	(50.07)	資本的支出	(206,651)	(98,171)	(47.51)
第3項	65,796	32,879	49.97	第1項	9,513	723	7.60
負担金	(69,143)	(34,617)	(50.07)	建設改良費	(11,808)	(750)	(6.35)
				第2項	194,567	96,744	49.72
				企業債償還金	(194,843)	(97,421)	(50.00)

第5 監査の結果

本市は、『確かな暮らし 未来につなぐ田園都市』の実現を目指した第五次塩尻市総合計画長期戦略（平成27～35年度）において、本市の強みを最大限に生かし、暮らしやすさに磨きをかけるとともに、子育て世代とシニアをメインターゲットとした「子育て世代に選ばれる地域の創造」、「住みよい持続可能な地域の創造」及び「シニアが生き生きと活躍できる地域の創造」という三つの基本戦略を掲げ、行政資源を重点的に投入し、行政内の部門を超えた連携と、多様な主体と協働によって都市像の実現を目指すため、市民・地域に真に必要なとされる施策や事業を推進している。

この基本戦略を機軸として、3年を1サイクルとする中期戦略で、子どもを産み育てる環境の整備、産業振興と就業環境の創出、生涯現役で社会貢献できる仕組みの構築、地域ブランド・プロモーションなど10のプロジェクトを重点計画として、部門横断的な事業展開を推進し、重要性や緊急性の高い事業を厳選し、戦略的に取り組んでいる。

この施策や事業の推進状況を踏まえ、本年度の定期監査に当たっては、一般会計、各特別会計及び各公営企業会計における諸事業の執行状況、工事請負費、負担金・補助及び交付金、事業委託料等の執行状況、各課等における事業課題、問題点等に着目して実施した。

本年度上半期の一般会計の歳出に係る執行率は43.17%となっていて、前年同期と比べて3.22ポイント増加している。

このうち、執行率が50%以上のものは、議会費（51.53%）、労働費（53.93%）、商工費（79.49%）、公債費（50.41%）及び諸支出金（100.00%）である。

その一方で、総務費（33.14%）、衛生費（34.69%）及び土木費（31.54%）は、30%台の低い執行率となっている。この理由は、これらの歳出科目における主要な事業が、下半期に予定されているためであると考えられる。

特に建設事業にあっては、上半期は前年度から繰り越された事業の執行が主であり、本年度に予定していた事業の執行は、国庫補助、県費補助等の関係もあって下半期に集中することになるためである。今後の事業の執行に当たっては、国や県の動向を注視しながら、その執行に遅れが生じないように進行管理に留意していただきたい。

また、下半期の建設事業にあっては、これから厳冬期を迎えることから、工事の早期発注と安全な施工についての業者指導を徹底し、その執行に万全を期していただきたい。

一般会計の歳入に係る収入率は48.07%であり、前年同期と比べて4.94ポイント増加しているが、このうち、自主財源である現年課税分の市税（国民健康保険税を除く。以下同じ。）の調定総額については、前年同期と比べて442,004千円（4.71%）減少して

8,942,075千円となっている。

この主な内訳は、製造業の税割額減少等により法人市民税が472,482千円（46.24%）減少して549,271千円と、評価替え（地価公示価格下落）等により固定資産税が88,676千円（2.07%）減少して4,185,509千円と、同様の理由により都市計画税が6,123千円（1.67%）減少して359,803千円などである。反面、給与所得の収入増等により個人市民税が120,014千円（3.69%）増加して3,372,669千円と、自家用軽乗用車の増等により軽自動車税が4,457千円（2.77%）増加して165,578千円となっている。

市税の現年課税分の収入済額については、前年同期と比べて465,519千円（8.46%）減少して5,039,795千円となっていて、収納率については、前年同期と比べて2.31ポイント減少して56.36%となっている。

市税は収入の約35%を占めている。下半期においても、税収の確保に努めていただきたい。

国民健康保険事業特別会計の歳出に係る執行率は43.18%となっていて、前年同期と比べて2.04ポイント増加している。

歳入に係る収入率は40.56%であり、こちらは、前年同期と比べて1.18ポイント増加している。

このうち、現年課税分の国民健康保険税の調定額については、前年同期と比べて40,357千円（2.50%）減少して1,575,679千円となっている。また、現年課税分の国民健康保険税の収入済額については、前年同期と比べて16,050千円（3.76%）減少して411,068千円となっていて、収納率については、前年同期と比べて0.34ポイント減少して26.09%となっている。

下半期においても、引き続き税収の確保に努めていただきたい。

奨学資金貸与事業特別会計の歳出に係る執行率は58.10%となっていて、前年同期と比べて7.10ポイント増加している。

歳入に係る収入率は71.85%であり、前年同期と比べて3.47ポイント増加している。

介護保険事業特別会計の歳出に係る執行率は38.76%となっていて、前年同期と比べて0.79ポイント増加している。

歳入に係る収入率は46.66%であり、前年同期と比べて1.30ポイント増加している。

簡易水道事業特別会計の歳出に係る執行率は35.87%となっていて、前年同期と比べて3.55ポイント増加している。

歳入に係る収入率は16.20%であり、前年同期と比べて26.57ポイント減少している。

国民健康保険檜川診療所事業特別会計の歳出に係る執行率は54.29%となっていて、前年同期と比べて9.41ポイント増加している。

歳入に係る収入率は65.44%であり、前年同期と比べて11.58ポイント減少している。

後期高齢者医療事業特別会計の歳出に係る執行率は35.15%となっていて、前年同期と比べて4.63ポイント増加している。

歳入に係る収入率は46.36%であり、前年同期と比べて5.62ポイント増加している。

水道事業会計の収益的支出に係る執行率は21.13%となっていて、前年同期と比べて0.71ポイント減少し、収益的収入に係る収入率は32.19%となっていて、前年同期と比べて11.49ポイント減少している。

資本的支出に係る執行率は36.67%となっていて、前年同期と比べて14.37ポイント増加し、資本的収入に係る収入率は33.44%となっていて、前年同期と比べて30.35%増加している。

経営全体を見ると、順調に推移しているものと考えられる。

下水道事業会計の収益的支出に係る執行率は16.23%となっていて、前年同期と比べて0.60ポイント減少し、収益的収入に係る収入率は29.71%となっていて、前年同期と比べて1.08ポイント減少している。

資本的支出に係る執行率は39.12%となっていて、前年同期と比べて1.16ポイント減少し、資本的収入に係る収入率は15.25%となっていて、前年同期と比べて5.30ポイント増加している。

経営全体を見ると、順調に推移しているものと考えられる。

農業集落排水事業会計の収益的支出に係る執行率は14.79%となっていて、前年同期と比べて0.12ポイント減少し、収益的収入に係る収入率は29.23%となっていて、前年同期と比べて1.94ポイント減少している。

資本的支出に係る執行率は47.76%となっていて、前年同期と比べて0.25ポイント増加し、資本的収入に係る収入率は49.97%となっていて、前年同期と比べて0.10ポイント減少している。

経営全体を見ると、順調に推移しているものと考えられる。

職員の勤務状況については、各課等から実情を聴取し、事務事業が適正かつ効率的に執行されているかどうかについて監査した。

本年度上半期の職員の超過勤務については、前年同期と比べて1,698時間（4.88%）減少している。全体として、一人当たり平均時間は113時間で昨年同期と比べて9時間減

少しているが、職員が恒常的に長時間にわたる超過勤務を行っている課等がいくつか見受けられるので、この原因を分析するなかで、業務量の適正把握、人員の適正配置、職員の健康管理、業務改善等を心掛けていただきたい。

内部統制について（意見）

内部統制とは「職員が間違いを起こさない仕組み」であり、重要なことである。それは「組織がエラーをすることを防ぐ仕組み」だからである。

このことについては、これまでの監査で繰り返し述べているが、内部統制の行政における目的は「法令遵守」、「業務の有効性・効率性」、「資産の保全」、「財務報告書の信頼性」である。業務上のミスはどんなに注意していても発生する可能性がある。そのために、組織活動では内部統制が必要であり存在しているのである。

内部統制の基本的要素としての統制活動であるが、これは、市長の命令及び指示が適切に実行されることを確保するための方針や手続きであって、決裁や事務分掌など仕事に関するルールのものである。

また、適切な内部統制を整備しても、運用する職員がルールや仕組みを守ろうとしないければ、全く機能していないことと同じになるので、これを有効に機能させるためには、組織全体に内部統制を運用しようという意識が浸透することが必要不可欠となる。

今回の監査でも、事前の監査通知により監査の日程・提出書類等は周知されていたはずである。書類提出までの期間は、「人間の行為には絶対ということはない」という視点でのチェック、書類の初歩的な不備や誤りの修正、さらに不備や誤りの原因究明などを行い、職員全体でルールについて「確認する機会」と捉えられたい。

また、職員が誤りやすい事案があれば、課内や部内での研修の実施、マニュアルの作成などを行い、事案を共有化するなどで業務の効率性と有効性を高め、業務プロセスにおける誤り発生のリスクを未然に防止する内部統制を図られたい。

各課等に対する監査意見等については、これ以降に記載するとおりであり、また、軽易な意見等については、監査の際に口頭で述べた。

総 務 部

○ 庶 務 課

分掌事務は、「行政係」が公印の管守総括、議会の招集及び議案、文書管理、例規及び文書の審査、条例、規則等の制定改廃、情報公開及び個人情報の保護に関することなど、「施設管理係」が庁舎管理、車両の運行及び整備管理、安全運転管理に関することなど、「契約係」が業者等の資格審査及び登録、工事請負、委託業務及び物品購入等の契約に関することなどであり、工事検査等を行う専門幹が配置されている。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

2 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

(1) 現在、一部の公用車管理は庶務課において行われているが、各公用車の使用状況、稼働率等を調査し、公用車の有効活用を図るために、公用車の集中一元管理を検討されたい。

(2) 庁舎電話交換機設備更新に伴い、ダイヤルイン機能が導入された。市民サービスに対応した周知に心がけていただきたい。

(3) 以前も同様の所見を述べたが、定期監査、決算審査及び例月出納検査の聞き取り、書類審査などの際に、担当する職務に関する法令等の理解不足や文書の作成能力が低いと言わざるを得ない職員が見受けられる。

「文書作成の手引き」の発行、指名による若手職員への研修等をもって、良とするのではなく、人事課と協力して、上司等の中堅以上の職員に対しても積極的に実務的な研修を行い、日常の業務を通じて職員全体の能力向上を図っていただきたい。

○ 人 事 課

分掌事務は、「職員係」が職制及び職員定数、職員の任免等及び服務、職員の諸給与及び旅費、職員の福利厚生、職員の人事管理に関することなど、「人材育成係」が職員の研修及び人材育成に関することである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

2 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

(1) 本年度上半期の職員の超過勤務については、対象人員が293人で、前年同期と比べて7名増となっており、超過勤務時間は、前年同期と比べて1,698時間減少しているものの、

1人当たりの平均超勤時間が200時間を超えている係が17係ある。

例年、特定の職員及び固有業務に係る超過勤務時間が同等になっている。この原因を詳細に分析し、職員の適正配置、職員の健康管理、業務改善等について、柔軟かつ積極的な対策を講じる必要があると思われる。

- (2) 従業員 50 名以上の全ての事業所でストレスチェックの実施を義務づける「労働安全衛生法の一部を改正する法律（ストレスチェック義務化）」が 2015 年 12 月 1 日に施行された。安心してストレスチェックが受けられる体制作りが必要となってくる。

産業カウンセラーによるメンタルヘルスカウンセリングも良いが、職員に身近に寄り添える精神保健福祉士の採用を検討されたい。

○ 税 務 課

分掌事務は、「市民税係」が市県民税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税及び入湯税の賦課、原動機付自転車の標識、税務関係諸証明の交付に関する事など、「資産税係」が固定資産評価、固定資産税及び都市計画税の賦課、土地台帳等の整備及び閲覧に関する事などである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

2 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- (1) 未特定家屋の現地調査については、航空写真で確認後現地調査を実施しているが、課税対象になる物件は約1/8であり、調査も地域を区切って3年に一度実施することが限界であるとのこと。

公平かつ適正な課税を推進するためにも、現地調査を充実させ、効率的な方法で課税客体（土地・家屋・償却資産）及び納税者の的確な把握に努力していただきたい。

- (2) 法人市民税は申告により確定することが基本であり、経済の状況により税収が大きく変動する。平成26年度の市税に占める法人市民税の割合は約15.7%で税額は1,675百万円、平成22年～25年度は7.1～9.4%で税額は684百万円～940百万円と市税収入の1割弱であり、平成26年度は一部の製造業増益により、大幅に法人市民税が増加した。

平成27年度予算では、この法人市民税が平成26年度決算並みに計上されているが、現時点ではとても同決算並みの税収は期待できない。今後、担当課として、予算編成時には関係機関（県、税務署）との連携を一層強化するとともに、関係企業からの情報収集、補足に努められたい。

○ 収 納 課

分掌事務は、「管理係」が市税等の収納管理、過誤納金の還付及び充当、口座振替に関することなど、「滞納整理係」が市税の徴収及び滞納処分、後期高齢者医療の保険料の徴収、公課の滞納処分、市税等の執行停止及び不納欠損に関することなどである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

2 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

(1) 市税の現年度課税分に係る9月末現在の調定額に対する収納率は56.36%となっている。これを前年同期と比較すると、収納率は2.31ポイントの減となっている。

また、国民健康保険税の現年度課税分に係る9月末現在の収納率は26.09%となっている。これを前年同期と比較すると、収納率は0.34ポイントの減となっている。

なお、滞納繰越分を含めた市税全体の9月末現在の調定額に対する収納率は54.75%となっている。これを前年同期と比較すると、収納率は1.96ポイントの減となっている。

全体的な市税の収納率は昨年比べて減となっているので、更なる収納率の向上に努めていただきたい。

(2) 市税等の滞納整理状況については、財産調査、債権を中心とした差押、搜索、インターネット公売等を行うことにより、効果が上がってきている。

(3) 収納率の向上については、これさえ行っていればよいという画期的な対策はないので、今後も、収納方法の工夫、滞納処分の徹底、長野県地方税滞納整理機構との連携、地道な訪問徴収の実施等の諸対策を多面的に講じていただきたい。

○ 消防防災課

分掌事務は、「消防係」が消防施設の設置及び管理、消防団、水防に関することなど、「防災係」が地域防災計画、国民保護計画、災害対策事務の総括及び防災会議、防犯に関することなどである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

2 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

消防団員の確保については、大会や訓練等の効率的な開催や災害出勤手当の増額、「がんばれ消防団応援事業」の創設等で団員の待遇改善をすすめているが、引き続き消防団員の負担軽減、魅力ある消防団活動等について研究し、消防団員を確保するための諸施策を速やかに、かつ多面的に展開していただきたい。

企 画 政 策 部

○ 企 画 課

分掌事務は、「経営企画係」が総合計画、市行政の総合調整、土地利用計画の進行管理、塩尻ブランドの構築、広域行政の連絡、行政組織、行政改革、総合計画審議会、高等教育機関との連携、合併に伴う事務処理及び調整事項の進行管理に関することなど、「シティプロモーション係」が市の魅力向上、移住及び定住の促進に関することなど、「統計係」が基幹統計、市勢実態の統計調査、各種統計資料の収集及び刊行に関することなどである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

2 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

(1) 本年度は、第5次塩尻市総合計画の初年度となる。

この計画は、計画期間を平成27年度から平成35年度までの9年間とし、本市が目指す都市像とそれを実現するための基本戦略を示し、地域の多様な主体とともに取り組んでいく今後のまちづくりの指針とするものであり、その概要は、目指す都市像を「確かな暮らし 未来につなぐ田園都市」とし、それを実現するため、

- ・ 基本戦略A 子育て世代に選ばれる地域の創造
- ・ 基本戦略B 住みよい持続可能な地域の創造
- ・ 基本戦略C シニアが生き生きと活躍できる地域の創造

の三つの基本戦略を柱に、その実現に向けて10のプロジェクトを機能的に展開していくものである。

少子高齢化社会を迎えるなかで、今後は、この計画を基に本市の施策が展開され、市政の発展に結びついていくことに、大いに期待するものであるとともに、この総合計画の進行管理を着実に行っていただきたい。

(2) 本市においては、農村地域の空き家への定住促進により地域の活性化を図ることを目的に、平成24年度に空き家バンク制度が導入されたが、現実的には、登録件数が少ない上に、空き家の所有者と利用希望者の意識に大きな相違があり、この制度が有効に機能していないのが実情である。

今後は、他の地方自治体の成功事例等を参考にして、活用可能な空き家の利用促進に努めていただきたい。

(3) シティプロモーション係としての情報収集は理解できるが、一人の職員が全ての事柄を抱えこんでしまう様な体制は問題がある。職員の仕事への意欲を損なうことなく、係内の情報の共有化を図り、サポート体制を整えるとともに、職員の健康管理には十分注意されたい。

○ 秘書広報課

分掌事務は、「秘書係」が秘書、市長会その他渉外、儀式及び表彰、寄附採納に関することなど、「広報広聴係」が広報・広聴活動、市民要望等の連絡調整、都市交流、国際交流に関することなどである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

2 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

広報しおじりについては、以前から8月と12月は月1回、その他の月は月2回発行されているが、現在、その発行回数の削減が検討され、新年度では月1回の発行を予定している。

これについては、経費削減という方向性を否定するわけではないが、市民への適時な情報提供の重要性と費用対効果のバランスを見て、新たな媒体の活用も検討していただきたい。

情報通信環境においては、新たな技術開発やサービスの提供が続々と行われており、既存の広報媒体とこれらの技術を効果的に連携させて、今まで以上の広報・広聴活動を展開されたい。

○ 財 政 課

分掌事務は、「財政係」が予算の編成、執行計画及び執行調整、予算執行に基づく施策及び実績調査、財政計画及び財政調査、公債及び一時借入金並びに地方交付税、基金の設置及び管理に関することなど、「財産活用係」が市有財産の管理、活用、取得及び処分、公共用地及び市有財産の登記に関することなどである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

2 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- (1) 本年度の上半期における財政状況は、一般会計においては、歳出に係る執行率が43.16%で、前年同期と比べて3.21ポイント増加し、歳入に係る収入率は48.06%で、前年同期と比べて4.93ポイント増加している。

また、特別会計全体においては、歳出に係る執行率が41.20%で、前年同期と比べて1.85ポイント増加し、歳入に係る収入率は42.97%で、前年同期と比べて1.09ポイント増加している。

一部の特別会計を除き、前年同期比で増加となっており、財政運営全体では予算が計画的に執行されているものと思われる。

しかしながら、税務課の「市税調定額等比較表」では、法人市民税の調定額は予算に対して472,482千円(9/30現在)の減額となっている。多額の減額見込みは、各課の新年度予算編成に大きな影響を与えた。

今後は、担当課からの十分な聴き取り、関係機関(国、県等)との連携を一層強化するとともに、関係企業からの情報収集、補足に努められたい。

また、経費削減に努め、効果的かつ効率的な財政運営に努めていただきたい。

- (2) 上半期の事業の中で、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため「公共施設等総合管理計画」が策定された。

今後は、公共施設を利用し、また支えている市民と行政が施設に関する課題を共有し、長期的な視点に立った公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などに計画的に取り組んでいただきたい。

○ 情報政策課

分掌事務は、「情報企画係」がコンピュータ業務に係る企画調整、庁内情報化の推進、庁内情報ネットワークの整備、情報プラザ運営協議会に関する事など、「システム管理係」がコンピュータ業務の運用及び管理、データ保護に関する事などである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

2 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)

- (1) マイナンバー制度が平成28年1月1日から本格的にスタートしたことにより、庁内事務処理における報酬、謝礼等の支払いに伴う本人確認、番号の確認など、具体的な対応策が明らかになり各課で事務処理が行われている。引き続き、全庁的にマイナンバー制度に関わる事務処理の周知をしていただきたい。

また、マイナンバーカードの有効活用についても検討されたい。

- (2) オープンデータ活用事業で、スマートフォンなどを利用し、子供の年齢などの条件によって必要な情報が入手できる子育て支援サイトを企画されているが、塩尻市独自の事業として市民の意見も取り入れながら、安心して子育てができる環境づくりの一助にしていきたい。

市民生活事業部

○ 生活環境課

分掌事務は、「環境企画係」が環境基本計画、地球環境保全、環境教育の推進、自然保護、花や緑等による美しい環境づくり、塩尻環境スタンダードの推進、市内中小企業への環境マネジメントシステムの導入支援、市役所におけるISO14001の推進、市役所地球温暖化対策実行計画の推進に関する事など、「環境対策係」が公害対策、犬の登録及び狂犬病予防、墓地、斎場及び東山霊園の管理運営、産業廃棄物処理等の調整及び対策に関する事など、「リサイクル推進係」が一般廃棄物処理計画、一般廃棄物処理業の許可、一般廃棄物の減量及び資源化、資源物の収集運搬及び再利用、不法投棄の防止、衛生活動及び関係団体との連絡調整、松塩地区広域施設組合との連絡調整に関する事などである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

2 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- (1) 塩尻環境スタンダードの認定事業所は市内41社。3年に1度の更新で、監査は担当職員が行っており、今年は30社くらいが該当するとのこと。

ISO14001の認証を取得又は維持する企業は、費用対効果などの点から減少傾向にあるため、塩尻環境スタンダードの推進に当たっては、経費をかけないようにするなど、コンパクトにさせることも必要である。十分配慮した対応をしていただきたい。

- (2) 旧市部と比較すると、檜川地区にはごみステーションの設置数が多く、ごみ収集業務が非効率的であることが、合併当時から問題視されてきた。

地元対応もあり、一朝一夕には解決しない問題であることは十分に理解するが、今後も、たとえ困難であっても、ごみステーションの統合等による檜川地区のごみ収集業務の効率化に、引き続き取り組んでいただきたい。

○ 市民課

分掌事務は、「市民係」が住民基本台帳、戸籍、印鑑登録、外国人在留管理、住居表示、自衛官等の募集に関する事など、「国保年金係」が国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療に関する事など、「くらしの相談係」が市民相談、外国籍市民生活支援、消費者行政、消費生活センターに関する事などである。

また、当課においては、国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計を所管している。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

2 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- (1) 平成27年10月から、段階的に住民票を有する国民の一人ひとりに12桁の個人番号（マイナンバー）が通知されたが、この通知は、原則として市区町村から住民票に登録されている住所あてに送られたものである。

今後も、情報政策課と連携を図るなかで、混乱や誤りのないように対応していただきたい。

- (2) 国民健康保険事業については、9月末現在の被保険者数は16,843人で、これを前年同期と比較すると、425人(2.46%)の減となっている。この被保険者数の減少は、長野県内の雇用情勢が上向き傾向にあり、就職を理由とした国民健康保険から社会保険等の他の医療保険への移行が進んでいるように推測される。

本年9月末時点における国民健康保険税の現年度課税分の収入済額は469,014千円で、これを前年同期と比較すると、41,896千円(9.81%)の増となっている。

また、同時点における現年度課税分の国民健康保険税の収納率は26.09%であり、前年同期と比較すると、0.34ポイントの減となっている。被保険者間の税負担に不公平が生じないように、収納課と協力して、収納率の一層の向上に努めていただきたい。

その一方で、本年9月末時点における保険給付費の支出総額は2,274,558千円であり、これを前年同期と比較すると、153,715千円(7.25%)の増となっていて、年々増加傾向にある。

これについては、健康づくり課等と連携するなかで、後発（ジェネリック）医薬品の普及促進を図ること、本来の特定健康診査等の保健事業を推進することなどにより、保険給付費等の支出抑制に努めていただきたい。

- (3) 近年の国民健康保険事業特別会計の財政悪化により、平成25年2月に、平成25年度から平成29年度までの5年間を対象とした「塩尻市国民健康保険事業財政健全化指針」が策定された。

この指針では、平成29年度までの間は、一般会計からの財政支援のための特別な繰入れを継続したうえで、国民健康保険税の税率改定（引上げ）並びに適正賦課及び収納対策、医療費の適正化対策及び保健事業の推進、その他歳出事業費の削減等により、財政運営の健全化を図ることとしている。

この指針に基づいて、前年度においても、一般会計から135,000千円の財政支援のための特別な繰入れが行われ、財政基盤の安定を図るために国民健康保険事業財政調整基金に142,150千円余の積立が行われた。

9月末現在の予算執行状況をみると、単純計算で223,937千円の赤字である。保険税、国庫支出金、交付金等の歳入が一ヵ月単位ですれとしても、特別会計の中で資金手当をするべきであり、月々の支払状況をチェックし、資金計画を講ずるべきである。

○ 地域振興課

分掌事務は、「地域づくり係」が地域づくりの企画及び指導援助、区長会及び行政連絡長、地域振興及び地域開発に関する指導援助に関する事など、「市民交通係」が交通安全対策、輸送対策、県民交通災害共済事業に関する事などである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

2 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

市民が協働のまちづくりの推進に寄与するなどを目的に、「塩尻市みんなで支える自治会条例」が平成23年4月1日から施行された。

現在は、区長会の事業として、パンフレットを作成して転入者等に配布したり、自治会の役員が個別訪問を行うなどの自治会への加入促進運動を展開しているとのことであるが、特に賃貸住宅居住者の加入促進に苦慮していると聞いている。

一定期間を経過したら、各自治体の加入促進運動の成果を検証し、その結果を踏まえてより高度な対応や対策を講じていく必要があると思われる。

健康福祉事業部

○ 福 祉 課

分掌事務は、「地域福祉係」が地域福祉、母子及び父子並びに寡婦の福祉、民生児童委員、災害救助、災害弔慰金、災害援護資金及び災害見舞金、旧軍人恩給、社会福祉施設の設置、日本赤十字社及び社会福祉法人、各種福祉団体に関する事など、「生活福祉係」が生活保護の開始等の決定及び通知、生活保護者の援護及び指導に関する事など、「障がい福祉係」が身体障害児及び身体障害者の更生援護及び指導、知的障害児及び知的障害者の更生援護及び指導、精神障害者の更生援護及び指導、障害者の団体に関する事など、「福祉給付係」が生活保護者への給付、医療及び費用、福祉医療費給付金、児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当、重度心身障害者の福祉年金に関する事などである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

2 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- (1) 生活保護扶助費については、生活保護法に基づいて、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的に支給されるものである。

この生活保護費については、平成22年に実施された会計検査院の現地検査において、1件（1世帯）の不正受給が指摘され、国庫負担金を約3,633千円返還させられたことがあったが、この事例を含めた不正受給等に係る返還金額が、前年度において、対象人数が66件、金額が21,359千円余となっているので、この債権管理に万全を期すとともに、債権回収の強化を図るよう強く要望するものである。

- (2) 地域福祉推進事業の4つの補助金（地域福祉協働推進補助金、ボランティアセンター事業補助金、しあわせネットワーク事業補助金、地域支え合い事業補助金）が、塩尻市社会福祉協議会に支払われている。補助金等は、あくまで自主的に公益的な活動を実施している補助事業者に対する行政からの支援であるという考え方に立ち、各事業の中身を精査・検証し、事業内容を検討していただきたい。

○ 長 寿 課

分掌事務は、「高齢支援係」が高齢者福祉施策の企画及び調整、高齢者の生きがいづくり、高齢者の在宅生活支援、家族介護者支援、老人クラブの育成及び指導、敬老行事及び祝金品、老人福祉センター等、養護老人ホームへの入所者負担金等の徴収に関する事など、「介護保険係」が介護保険事業計画、介護保険の被保険者の資格管理、介護保険の保険料、介護保険の給付、介護保険の認定調査、高齢者の施設の整備、地域密着型サービス、養護老人ホームへの入所に関する事など、「介護予防係」が介護予防一次及び二次予防事業、地域支援事業

の包括的支援、地域包括支援センターに関することなどである。

また、当課においては、介護保険事業特別会計を所管している。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

2 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- (1) 地域介護・福祉空間整備等交付金は、高齢者が介護を必要とするようになっても、住み慣れた日常生活圏域において生活を継続できるようにするための基盤整備事業である。

大門三番町・四番町介護予防拠点整備事業もこの交付金を使って介護事業に取り組むものと理解している。

過去に、栈敷区、本山区もこの交付金で施設整備を行っている。各地域の皆さんが、高齢者を支えるために必要な介護予防拠点施設としての実績を残せるよう、また、年間の計画作りや実施方法等についても適正な指導をしていただきたい。

- (2) 介護保険料の現年度分に係る9月末現在の収入済額は556,360千円であり、調定額に対する収納率は50.50%となっている。これを前年同期と比較すると、収入済額は40,416千円（7.83%）の増と、収納率は3.00ポイントの増となっている。

少子高齢化社会の到来を迎え、介護保険料の調定額が年々増加しているなかで、高い収納率を維持していくことの困難さは、十分に理解しているが、今後も引き続いて高い収納率を維持するよう努めていただきたい。

- (3) 数年前に本市内にある地域密着型サービス事業所による介護報酬の不正請求が発覚したことを受けて、以前の定期監査において、指導体制やチェック体制を強化、徹底するなど、再発防止策を講じるよう要望した経過がある。

今後も、事業所への指導を強化し、ケアプラン点検等の徹底を図るなどにより、再発防止に万全を期していただきたい。

○ 健康づくり課

分掌事務は、「健康企画係」が保健事務の企画及び統計、健康づくり計画、健康診査、地域医療、医師会及び歯科医師会並びに薬剤師会との連絡調整に関することなど、「保健予防係」が母子、成人、高齢者等に係る保健指導、精神保健、健康相談、生活習慣病の予防、予防接種、感染予防、特定保健指導に関することなど、「健康増進係」が健康体力づくり、健康増進、食育、食生活の改善、栄養相談及び栄養指導、歯科保健に関することなどである。

また、当課においては、国民健康保険事業特別会計の一部及び国民健康保険檜川診療所事業特別会計を所管している。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

2 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

(1) ファミリースポレクフェスティバルは実行委員会形式をとっており、実行委員長がスポーツ推進委員の会長であるので、健康づくりに繋がっていないものが多いことは把握している。実行委員会と相談しながら健康体力づくりに向けた取組を検討していただきたい。

(2) 特定健康診査については、本来40歳からの制度であるが、若年層の健康に対する意識の向上と健診受診の習慣付けを目的に、30歳以上40歳未満及び20歳・25歳の国保加入者も対象として実施している。

しかし、若い世代の受診率は低調で、20歳・25歳は3.7%であり、これが将来の本市の医療費の削減に大きく貢献するとは考えられない。

国民健康保険事業特別会計の財政が悪化し、財政健全化指針を策定し、一般会計から特別な繰入れをして財政運営の健全化を図っているなかで、この保健事業の拡充は、歳出事業費の削減という健全化指針の項目とも矛盾している。

今後、新たに制度等を拡充する場合にあつては、財政状況、施策の整合性、具体的な費用対効果等の検討を総合的に行つたうえで実施するようにしていただきたい。

また、この特定健康診査等については、将来的な医療費の削減に効果があるとして国が定めた40歳以上75歳未満の被保険者の受診率をいかに引き上げるかに、今後は傾注すべきであると考ええる。

今年度は、国民健康保険の保険給付金が増加傾向であり、昨年度以上に全体の受診率を上げることに力を入れていただきたい。

(3) 国民健康保険檜川診療所の管理については、平成26年度から指定管理者制度を導入し、桔梗ヶ原病院などを運営する医療法人社団敬仁会に管理運営を委ねている。

しかし、この施設の老朽化とともに医療機器も耐用年数を著しく経過しているので、指定管理者と協議のうえ、計画的な施設修繕、備品等の更新を図られたい。

また、塩尻市と辰野町で組織する両小野国保病院組合が運営していた両小野国保診療所は、「JA長野厚生連 富士見高原医療福祉センター」へ運営を引き継ぎ、移転新築され、「両小野診療所」として平成27年10月1日から診療を開始した。

今後は、旧両小野国保診療所の事務処理、清算、診療所解体等の財政的課題を明確にし、後処理を進められたい。

産業振興事業部

○ 産業政策課

分掌事務は、「産業企画係」が農業、林業、商業、工業及び観光の総合調整、農商工連携、中小企業の育成及び創業支援、農業の調査及び統計、商工業振興審議会に関することなど、「雇用創生係」が企業立地、雇用促進、労働事情の調査研究、勤労者の福祉対策、勤労青少年ホームの管理運営に関することなどである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

2 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- (1) 塩尻・木曾地場産業振興センターについては、平成28年度に高度化資金の償還が完了する。同様に施設についても、建築から20年以上が経過して老朽化が進んできているので、施設改修を含めた同センターの今後あり方を検討し、方向付けをすべき時期が到来しているものと思われる。
- (2) 農業再生プロジェクト推進事業については、ワイン企業全体のキャパシティ等も考えてワイナリーの起業を支援して欲しい。また、塩尻産のぶどうで作ったワインが目玉商品となることから、ある程度の生産量が必要であり、並行して生産者の支援をする必要もあるので、担当課との協議をしていただきたい。

○ 農政課

分掌事務は、「農業振興係」が農業振興計画、農業振興地域の整備、農業の調査及び統計、農畜産物の生産振興、家畜の感染症予防及び衛生指導、農業災害、農業振興資金及び制度資金、農業の担い手育成及び連絡調整、農業団体の育成及び連絡調整に関することなど、「農村整備係」が農業構造改善事業、農村環境整備、土地改良事業の企画調査、設計及び施行、土地改良事業に関連する事業の調整及び施行、土地改良事業を施行する事業主体等の指導、共同施行等による土地改良事業認可等、中信平総合開発事業、農業用施設の調査及び台帳の整備、農業用施設の計画、設計、施行及び施設の維持管理、農業用施設の防災及び災害復旧、農業用水の水利調整、地籍調査に関することなどである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

2 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

(1) 有害鳥獣駆除対策事業については、本年度から森林課が中心に行っているが、本事業のうち、電気牧柵については農政課が担当している。

しかしながら、有害鳥獣駆除対策事業は、クマ、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ハクビシン、カラス等による農作物被害の未然防止をするなど、農業生産者への経済的な損害の発生等を未然に防止するための事業であることから、農政課が中心となり、関係機関と連携して取り組むことを望むものである。

(2) 農政課では野菜価格安定事業補助金、果樹園整備促進事業補助金、中山間地域等直接支払交付金、経営所得安定対策直接支払推進事業補助金、共同利用機械施設等導入事業補助金などの負担金補助及び交付金の支払事務が多く、書類をチェックすることが主な事務処理になることが想定される。必ず現地調査及び状況調査を行い、ミスの無い支払事務に万全を期していただきたい。

○ 森 林 課

分掌事務は、「森林資源活用係」が森林資源の活用、木育、自伐林家の育成啓発、市有林の維持管理、保安林及び治山、林道の新設、改良、維持等、森林災害及び森林保険に関することなど、「林業振興係」が林業の振興、森林整備計画、財産区有林及び民有林の経営指導、森林組合、林業団体等の育成指導、官行造林等分収林事業、特用林産物の生産指導、鳥獣の捕獲又は飼養の許可、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟、林業振興審議会に関することなどである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

2 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

(1) 本年度の上半期においては、熊の出没が多く、小・中学校の通学路にも出没した。

これを受けて、森林課を中心に巡回パトロールの強化や捕獲檻を設置するなどの緊急対応がなされたが、有害鳥獣が出没しにくい森林や里山の環境整備、個体数調整等について、関係機関と一層連携して推進していく必要があると思われる。

(2) 山のお宝ステーション事業の推進として、檜川、宗賀、洗馬地区の個人や団体が事業参入しやすい場所である国道19号線沿いに第二ステーションが開設された。間伐材が搬入しやすい体制作りとして、大いに期待するものである。

しかし、この借地の一部は、間伐材ストックヤードとしての機能も有しており、現地には多くの木材が積まれている。山のお宝ステーションとしての借地であるのか、他の事業用地として借用しているのか、明確な事務処理をしていただきたい。

(3) 松くい虫の被害が市内で5箇所発生している。今後、温暖化の影響で被害地区が拡大する恐れがある。早期の発見を市民に呼び掛け、防除対策を万全なものにしていただきたい。

- (4) 市内には、特別地方公共団体である洗馬、宗賀、北小野財産区と民有林を対象にした狭義の林野組合、狭い地区の共有地を共同経営する林野農業協同組合などの地縁団体がいくつか存在する。これらの林野組合では、組合員から会費を集金して山林の固定資産税等の経費を歳出しているところもある。所有している山林からは特段の収入が無く、経営状況は芳しくない。

今後、山林に絡めてこの財産区、林野組合等の全体像を調査し、森林整備計画に反映させるべきと考える。

- (5) 森林課においては、塩尻市有害鳥獣駆除対策協議会、塩尻市みどりの募金推進会議及び市民の森林づくり実行委員会といった多くの外郭団体等の会計を担当の職員が取り扱っているため、引き続き支出に対するチェックの徹底を図るなかで、通帳や印鑑の保管、適正な支出等に万全を期していただきたい。

○ ブランド観光商工課

分掌事務は、「ブランド推進係」が地域ブランド構築支援、ワイン及び漆器の振興、地場特産物の振興、その他地域ブランドに関する事など、「商工観光係」が工業の振興、工業団体の指導等、制度資金の融資あっせん、商業の振興、商店街振興組合その他商業団体の指導等、市営駐車場の管理、観光の振興、観光宣伝、観光施設の管理運営、観光資源の保護及び開発、観光事業の振興及び観光団体の指導に関する事などである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

2 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- (1) 限られた人数で多くの事業を実施している。観光協会の法人化の問題もあり、各担当者の苦労は多いかと思う。行政ばかりの主導で事業を行うのではなく、民間の方がより多く参画し、行政はサポートするような形が望ましいと思われる。

- (2) 本市においては、県外からの誘客促進や観光PRのためのパンフレット作成、ホームページ、メディア等による情報発信、観光センターの運営等の多くの業務を塩尻市観光協会に委託し、これに対して毎年約25,000千円以上の観光事業委託料を支出している。

塩尻市観光協会は、今年度内に一般社団法人として設立する準備を進めているとのことである。しかし、本協会の運営は市からの委託料等に依存する比率が、近隣他市と比べて高く、以前の定期監査報告において、観光協会が独自の収益事業を開拓し、それによって自立の方向に進むような研究を行うように要望した経過がある。

本協会では現在でも多くのイベントを抱えており、事業運営は大変であると推察する。この機会に再度、事業計画等について見直しを行うなど、健全に財政運営が行われるよう努めていただきたい。

- (3) 以前の定期監査において、広域観光の推進を目的とした団体が10数団体あり、その構成員がほぼ同じものがいくつかあるので、関係市町村と連携を図るなかで、経済性、効率性や戦略性の観点から、広域観光団体の統廃合に向けての具体的な研究を継続していただきたい。
- (4) 現在、ブランド観光商工課が管理している観光施設等は、広範囲に存在し、その数も多く、年々老朽化が進んできている。観光施設、観光看板等の老朽化は、本市のイメージ悪化に直結するので、従来の破損箇所の修繕から、計画的な施設更新や修繕へ転換すべき時期が到来しているように思われる。
また、施設の管理、更新、修繕等については、多くの人的資源や多額の予算を必要とするため、今後は、限られた人員や予算の中で、いかに計画的に、効率的かつ効果的に施設の管理、更新、修繕等を行っていくかを、具体的に検討していく必要があると思われる。
- (5) 地域ブランド推進活動協議会、「ワインと語るタベ」実行委員会、日本アルプスフェス実行委員会、高ボッチ高原観光草競馬大会実行委員会及びぶどうまつり実行委員会の5つの外郭団体等の会計を担当の職員が取り扱っているので、引き続き支出に対するチェックの徹底を図るなかで、通帳や印鑑の保管、適正な支出等に万全を期していただきたい。

○ FPプロジェクト

分掌事務は、信州FPプロジェクトの推進に関することである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

2 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- (1) 産学官連携体制のもと、林業再生と再生可能エネルギー利用の先進的モデルの実現を目指す「信州FPプロジェクト」が、平成24年度から開始されたことを受け、平成25年度にFPプロジェクト推進室が設置された。

これは、このプロジェクトにおいて、本市が熱利用の検討、用地提供、地元調整等を担うことになったためであり、発電部会と熱利用部会からなる木質バイオマス推進協議会が平成25年度に設立され、平成26年度からこの協議会の事務局を、FPプロジェクトが担っている。

- (2) 熱利用については、前記の熱利用部会等で検討した結果、農業等への直接的な熱利用は困難であり、製材時に発生するおが粉を木質ペレット燃料に加工し、移動可能な熱利用を図ることが、より現実的であるという方向性が出されたことにより、本市においても木質ペレット燃料を普及させるための取組を行うこととなった。

しかし、木質ペレットは、現状においては化石燃料に比べると高価であり、これを民間施設や一般家庭に普及させるためには、木質ペレットを使用するボイラーやストーブ

といった設備の導入に対する補助だけでなく、導入後の維持費を低減させるための施策が必要となるため、木質バイオマス地域循環システム形成事業で供給体制に取り組んでいる。

- (3) この事業による施設の整備状況であるが、集中型木材加工施設については、計画に基づいてほぼ順調に整備が進められたが、ペレット製造設備、発電施設については、大きな遅れが生じている。関係機関に働きかけ、早期の工事着手を望むものである。

建設事業部

○ 建設課

分掌事務は、「総務管理係」が市道の認定、変更及び廃止、道路、準用河川の管理、普通河川等条例適用公共物の管理、国・県事業の調整、市営住宅に関する事など、「建設係」が道路の整備、準用河川及び普通河川の整備、公共土木施設災害、土木工事に係る各種調査に関する事など、「維持係」が道路、普通河川等、道路使用許可の協議、道路パトロール、道路の除雪、交通安全施設等の設置及び維持修繕に関する事などである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

2 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- (1) 市営住宅に関して、悪質な滞納者には訴訟を起こしてでも退去してもらおうという姿勢を示すことが最も重要である。市営住宅の滞納額を減らす対策として長期・高額・悪質滞納者に対して、昨年度から弁護士と相談し、法的措置を執っているが、所要期間、費用、効果等を総合的に勘案し対応を検討する必要がある。

また、弁護士費用については、ある程度の区切りをつけて支払いをし、今後は日本弁護士連合会の「弁護士の報酬に関する規程」に沿って報酬見積書の交付を求めた上で、依頼すべきである。

一般的に、弁護士に支払う費用の種類としては、「着手金」「報酬金」「手数料」「法律相談料」「顧問料」「日当」「実費」などがあり、事件の内容（当事者間の争いの有無や難易度の違い）によって、金額が異なるため、弁護士に依頼するときには、総額でどの程度の費用が必要になるのか、よく確認をしていただきたい。

なお、裁判所へ納める費用や交通費などの実費は別途必要である。

- (2) 市道の管理不全を原因とした事故に対する損害賠償の件数が増えているので、舗装のひび割れや陥没、穴（ポットホール）等の情報を市民などからも収集し、早期に状況把握し、道路修繕をしていただきたい。

○ 都市計画課

分掌事務は、「街路公園係」が都市計画道路の整備、都市公園及び公共緑地の整備及び維持補修に関する事など、「計画係」が都市計画、都市計画施設等の区域内における建築の許可、都市計画事業の認可等の告示後に建築等の制限、都市計画に係る諸証明に関する事など、「建築係」が建築基準法に基づく審査及び検査、建築指導、建築相談及び違反構築物の措置、独立行政法人住宅金融支援機構が行う住宅融資の審査事務の受託、福祉のまちづくり、建設工事に係る資材の再資源化等、景観、屋外広告物、建築物の耐震対策及び環境衛生、建築統計、建築物の長寿命化及び省エネルギー化の審査に関する事などである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

2 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- (1) 都市計画道路については、以前の定期監査等において、都市計画決定されて以降、数十年間にわたって建設や改良の具体的な予定が立たず、放置状態の路線がいくつかあるので、廃止を含めて見直しを行うように要望した経過があり、その後、都市計画道路見直し等策定事業が開始され、平成26年度からは、広丘東通線及び広丘西通線を対象に、その線形、幅員等の見直しや検討が行われている。

この都市計画道路の整備については、工事の早期着手を望むものである。

- (2) 狭あい道路整備事業については、狭あい解消が進まず住民要望等に応じられていない。地域でまとまり、用地取得等の対応ができるのであれば、積極的に地域の代表者に説明をしながら推進していただきたい。

また、狭あい道路に隣接する事業所、店舗等の新改築の情報を把握し、敷地の一部を用地として取得できるような取り組みを進めていただきたい。

○ まちづくり推進課

分掌事務は、「市街地活性化係」が中心市街地の活性化推進、北部地域のまちづくりの推進に関する事など、「街なみ整備係」が街なみ環境整備に関する事、「区画整理係」が区画整理事業に関する事である。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

2 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- (1) 区画整理事業においては、塩尻駅北土地区画整理組合の設立認可にあたり、事業計画等に対する全地権者の同意が必要であることから、十分に地権者と調整しながら早期の合意形成に努められたい。

- (2) 広丘駅周辺整備事業においては、北部地域拠点施設整備に伴う建築構想（案）が提案され、用地測量等も行われ基本設計に入っていくが、十分に地元と調整しながら進められたい。

- (3) 街なみ環境整備事業は、平沢地区の伝統的建造物群保存地区の住宅密集地において、地区施設の整備を官民が協働で行うことにより、住環境の改善及び歴史的街なみ景観の向上を図ることを目的としている。

歴史的な美しい街なみは、着々と整備されてはいるが、近年の木曾平沢への入込客数は、年々減少傾向にある。今後も関係する他課等と連携するなかで、奈良井宿から木曾平沢への観光客の流れを創ることを研究していただきたい。

市民交流センター

○ 交流支援課

分掌事務は、「企画運営係」が市民交流センターで行う事業の企画及び総合調整、市民交流センターの運営協議会、市民交流センターの運営管理、証明書の交付等に係る窓口業務に関する事など、「施設係」が市民交流センター内の警備、清掃及び諸施設の維持管理に関する事、「市民活動支援係」が市民活動団体育成等の企画及び調整、市民公益団体等、市民参画に係る仕組みづくり、市民活動に係るサポート組織の運営、その他市民活動の支援に関する事などである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

2 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

えんぱーく来館者300万人達成記念セレモニーが平成27年5月10日に行われた。

「だれもが気軽に立ち寄れる施設として、役立つ情報を提供し、知恵と意欲を持つ人が集い、活発に活動・交流することで、新たな価値が創出され、さらに多くの人をひきつける場」というコンセプトを意識しつつ、現在の環境を維持しながら明るい開放的な施設であってほしい。平成22年4月のオープン以来、施設の経年劣化に伴う施設補修が増加してきているため、引き続き市民が現在の環境で利用できるよう修繕計画の作成をお願いしたい。

○ 子育て支援センター

分掌事務は、子育て支援センターの管理運営、こども広場の管理運営に関する事などである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

2 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

中心市街地活性化事業の大門一番町地区暮らし・にぎわい再生事業の一環として、平成22年8月に、ウイングロードビルの3階にこども広場「あ・そ・ぼ」が開設された。

このこども広場は、未就学の親子を対象にした遊び環境の充実を図ることを目的に設置されたものである。利用状況については、前年同期と比較すると利用者数が増加しており、大門地区のにぎわい再生の一助になっている。

今後も安心して子育てできる環境の一つとして、多くの未就学児童の家族が参加できるイベント等を計画していただきたい。

○ 図 書 館

分掌事務は、図書館法第2条に定める図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とした塩尻市立図書館の管理運営、古田晁記念館の管理運営に関することなどである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

2 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

図書館事業は、市立図書館の本館を中心にして、各地区の分館等においても図書の貸出等を実施している。

前年度の総貸出冊数は延べ673,836冊で、平成25年度と比較すると924冊（0.14%）の減とはなったが、本年度においても、引き続き順調な貸出冊数を堅持している。

また、前年度末の登録者数は46,986人で、平成25年度と比較すると3,277人（7.50%）の増となり、こちらは順調に増加傾向にある。

平成22年7月末に市民交流センター内にリニューアルオープンした塩尻市立図書館は、長野県立図書館の「公共図書館の概況」によると、一人当たりの個人年間貸出冊数において、平成23年度が8.3冊、平成24年度が9.8冊、平成25年度が10.1冊、平成26年度が9.7冊となり、長野県下19市の公共図書館中で連続して最上位となっていることが報告されている。

これらの数値からも、この図書館に対する市民等の期待の高さとともに、その期待に応えるため、高度なレファレンスサービスや情報サービスを提供していることがうかがえる。

また、この11月には、塩尻市立図書館が「**Library of the Year 2015**」の優秀賞を受賞し、全国的にも高い評価をいただいている。

今後、この高い利用状況を維持していくためには、より高度な企画力等が必要になると思われるが、今以上に市民等が親しみやすく、利用しやすいサービスの実践や課題解決型図書館の実現を目指し、司書の資格を有している者のスキルアップを図りながら引き続き努力していただきたい。

こども教育部

○ 教育総務課

分掌事務は、「教育企画係」が教育行政全般にわたる施策の企画及び立案、学校、幼稚園及び保育所の連絡調整、少子化対策、総合教育会議に関する事など、「学校支援係」が児童及び生徒の就学支援に関する事など、「教育施設係」が学校及び児童福祉施設の建設並びに用地取得、学校施設、児童福祉施設等の維持補修及び管理に関する事など、「学校給食係」が学校給食費の徴収に関する事などである。

また、当課においては、奨学資金貸与事業特別会計を所管している。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

2 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- (1) 学校給食費の公会計化については、保護者や教員の負担軽減や、学校給食会計の透明性の向上が図られ、収納実績も高い収納率を維持しており、安全安心でおいしい給食の提供に努めている。

学校給食費の現年度分の収納実績をみると、平成25年度の収納率は99.85%、26年度は99.78%であり、27年9月30日現在の収納率は99.57%となっており、高い収納率を維持している。

昨今の一部報道機関の情報によれば、支払う余裕があるにもかかわらず、意図的に給食費を支払わない保護者が問題視されている一方、貧困等の理由で給食費を納めたくても納められない状況にある家庭もあると聞いている。

今後も、各家庭の状況に応じた収納率の向上に努めていただきたい。

- (2) 市内の教員住宅は現在58戸あり、この内利用可能な戸数は39戸で、現在16戸に入居（入居率約41%）しているとのことである。入居可能な教員住宅は内・外装リニューアルするとともに、古い教員住宅は解体して更地にし、売却する方向で検討されている。

存続する住宅は計画的な改修を行い、良好な住環境の確保に努め、廃止住宅は他の用途への活用や解体について、費用対効果などのコスト面を十分に検討した上で、統一的な方向を見出していくよう検討されたい。

- (3) 平成26年度から創設された特色ある教育活動事業交付金は、子どもたちの知力、体力、想像力及び道徳心の向上を図るため、学校が創意工夫して計画する事業に対し、昨年度及び本年度の2年間、毎年2,000千円を上限に小・中学校に交付金が支出される制度である。

各学校がこの交付金により特色ある教育活動を行い、それにより子どもたちの学力や体力を向上させ、地域との交流活動を促進するというねらいは理解できるが、制度設計に十分な時間がないなかで予算案が提出されたため、平成26年塩尻市議会3月定例会における議決に際し、市議会から

- 『1 各対象事業については、見直しを含め再度精査をし、予算執行すること。
 2 事業の趣旨がより生かされるよう、執行状況については常に把握すること。
 3 両小野小学校については、本事業の対象校になっていない。については児童に不利益が生じないよう管理者である辰野町と十分協議をすること。』

という決議が付された経過がある。

本年度も、各校から提出された対象事業のいくつかをみると、あまり特色的なものを感じなかった。

この2年間の交付金の事業内容を十分検証し、次年度以降に反映できる事業としていただきたい。

- (4) 奨学資金貸与事業特別会計の奨学資金貸与事業における本年度の奨学資金の貸与状況は、高校生向けの育英基金にあつては3人で760千円、大学生向けの大野田育英基金にあつては28人で16,200千円となっている。

償還金の管理、延滞者への償還の督促等の債権管理に係る事務執行については、今後とも万全を期していただきたい。

○ 丘中学校

分掌事務は、丘中学校における生徒の就学指導、施設の管理などに関することである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

2 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- (1) 本年度の9月末現在の生徒数は、次表のとおりである。

	男	女	合計	長期休暇生徒数
1年生	86人	75人	161人	3人
2年生	92人	93人	185人	5人
3年生	95人	108人	203人	5人
合計	273人	276人	549人	13人

- (2) 本年度の9月末現在の教職員数は、次表のとおりである。

正 規 教 職 員						臨 時 ・ 嘱 託 教 職 員			
校長	教頭	教職員	事務職員	栄養士	給食調理員	県費講師	市費講師	図書館事務	給食調理員
1人	1人	29人	1人	1人	2人	7人	1人	1人	4人

※ 正規の教職員うち、育児休業中の者は1人である。

- (3) 学年費、旅行貯金等の通帳や印鑑の保管、適正な支出等に万全を期していただきたい。

○ こども課

分掌事務は、「こども応援係」が就学前教育、保育所の入退所及び保育料、子育て支援、児童の福祉、幼稚園の運営補助、青少年健全育成、児童館及び児童クラブの運営、放課後児童対策、青少年補導センター、青少年施設に関することなどであり、「保育係」が保育所の運営、保育の実施、保育所の給食、保育所、幼稚園及び学校との連絡調整に関することなどである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

2 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- (1) 保育料の収納状況については、本年9月末時点における長時間保育料を含む現年度分収納率は90.50%で、前年同期と比較すると6.90ポイントの減となっている。また、滞納繰越分収納率は19.34%で、前年同期と比較すると2.69ポイントの増となっている。

調定額が大幅に減少しているなか、保育料の収納率が減少していることは、実に残念なことである。今後も収納率の向上を目指して努力していただきたい。

なお、保育料の管理、滞納者への督促等の債権管理に係る事務執行については、万全を期していただきたい。

- (2) 平成24年度に民間保育所が2園開設されたが、このうちの1園については、改善はされつつあるものの、園児数が低調な状況が続いている。

民間保育所の開設に際しては、その計画定員数等を基準として保育所整備補助金が支出されているが、計画と現実とが大きく乖離しているこの状況は、決して好ましい状況ではないので、当該民間保育所に対し、定員を満たすための努力をするように、引き続き強く指導していくべきであると思われる。

○ 大門保育園

分掌事務は、大門保育園における児童の保育、施設の管理運営、保育計画などに関することである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

2 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- (1) 本年度の9月末現在の園児数は、次表のとおりである。

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
園児数	3人	14人	17人	26人	30人	24人	114人

総園児数は114人で、前年度と比較すると4人(3.39%)の減となった。

- (2) 本年度の9月末現在の職員数は、次表のとおりである。

正 規 職 員			嘱 託 ・ 臨 時 職 員	
園 長	園長代理	保育士	保育士	保育補助員
1人	1人	5人	13人	1人

総職員数は21人であり、前年度と比較すると、未満児及び配慮児童への対応のため、2人の増となった。

保育士に係る正規職員の比率は33.33%である。

- (3) 保護者会費等の関係団体の会計処理については、団体の役員によって現金、預金通帳、印鑑等が管理されていて、職員は一切関与していない。

- (4) 給食調理業務については、民間業者である㈱レパストに委託している。

給食の食材の発注については、委託業者の担当者が行うようになっているが、食の安全確保、食育及び地産地消の視点から、今後も、園長を始めとする職員やこども課の栄養士が、業者側の担当者との連携を密にするなかで積極的に関与し、安心して安全な給食の提供、食育や地産地消の情報提供に努めていただきたい。

- (5) 保育料の滞納者については、こども課と園長等が連携して対応することとされている。

当保育園では、こども課から送付される滞納者リストにより、園児の送迎時に滞納がある保護者に対し、声かけをして納入を促しているとのことであった。

今後も、このような事例が発生した場合は、こども課と連携をとり、金額が多額にならない早い時期に、説得等の対応をするように努めていただきたい。

○ 日の出保育園

分掌事務は、日の出保育園における児童の保育、施設の管理運営、保育計画などに関することである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

2 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- (1) 本年度の9月末現在の園児数は、次表のとおりである。

年 齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
園児数	5人	20人	23人	41人	45人	45人	179人

総園児数は179人で、前年度と同数である。

(2) 本年度の9月末現在の職員数は、次表のとおりである。

正 規 職 員			嘱 託 ・ 臨 時 職 員	
園 長	園長代理	保育士	保育士	保育補助員
1人	1人	10人	39人	1人

総職員数は52人である。前年度と同数である。

保育士に係る正規職員の比率は23.08%である。

給食調理業務については、民間業者である(株)魚国総本社名古屋本部に委託している。

(3) 保護者会費等の関係団体の会計処理については、団体の役員によって現金、預金通帳、印鑑等が管理されていて、職員は一切関与していない。

○ 家庭支援課

分掌事務は、家庭教育の支援、学校、幼稚園及び保育所の家庭教育の支援に係る連絡、児童の養育に関する総合的な相談及び支援、地域社会との連携、家庭児童相談室に関することなどである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

2 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

(1) 家庭教育支援事業においては、子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上を目指し、「早ね早おき朝ごはん・どくしょ」市民運動が展開されている。

昨年度から推進委員会の体制を見直しており、推進委員会独自の活動や啓発活動などを行っている。

(2) 元気っ子応援事業は、子ども達の個性や特性を大切にしながら、一人ひとりの成長に応じた子育て支援を行うために、平成18年度から開始された本市独自の事業であり、事業開始から本年度で10年目になる。

この事業のなかの個別の事業についても、個々にその成果を検証し、それを活かして今後の個別の事業のあり方を検討すべきであると思われるので、個別の事業の成果を検証する適切な評価指標の設定等について、引き続き検討していただきたい。

○ 生涯学習スポーツ課

分掌事務は、「社会教育係」が生涯学習の企画調整、総合文化センターの管理運営、社会教育施設、芸術文化の振興、文化施設に関する事など、「スポーツ推進係」が社会体育の企画調整、スポーツの振興、スポーツ大会等、体育関係団体、社会体育に係る体育施設の整備及び維持管理、都市公園内の体育施設の維持管理に関する事などである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

2 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- (1) 公民館分館施設整備事業については、公共施設等建設事業補助金交付要綱に基づいて公民館分館の整備事業を支援するものであるが、本年度においては、市内2カ所の公民館分館の改修工事に対し、補助金の交付が予定されている。

この補助金については、以前の定期監査等において、施工内容、補助額の算定の基礎となる建設費用等が本当に適正であるか否かについて、庁内の建築工事に精通した職員等に内容確認を依頼するなどにより、補助金を交付する事務の適正化に努めるよう要望した経過があるが、これについては、専門知識を有する職員等の協力を得るよう改善したとのことであった。

- (2) 公民館活動において主事の役割は重要である。平成27年4月に策定された生涯学習推進プランⅢによれば、市内で行われている生涯学習に関わる教室・講座への参加率が最も多いのは地区の公民館であり、また公民館は地域におけるコミュニティ施設としての役割が大きいとも書かれている。

生涯学習は、ライフステージや趣向など、地域に応じて多種多様であり、ニーズに応じた学習機会の提供が必要となってくる。その中心的役割を担うのが各地区の公民館主事ではないかと考える。多くの人が、自身のやりたいこと、学びたいことに自主的に取り組める環境づくりに努めていただきたい。

- (3) 公民館主事の超過勤務状況を確認すると、大きなバラつきが見られる。多い主事は上半期の合計時間が300時間近い。それに対して少ない主事は、合計時間50時間にも満たない。事業の有無は別にしても、大体同じ内容の業務であると思われる。地域の事情にもよるであろうが、適切な職員管理をしていただきたい。

- (4) 「塩嶺体験学習の家」の改修費は双方協議して負担するとなっているとのことであるが、今後のランニングコストを考えるといつまでも借用しているわけにはいかないのではないかと。今後の方向性、取扱いをどうするのか検討していただきたい。

- (5) 本市には重要な古文書が多く寄贈されているが、整理があまり進んでいないとのことである。専門的な知識を有する職員を充て整備を進めていただきたい。

- (6) NPO法人塩尻市体育協会に対しては、本年度も多額の活動補助金、体育振興事業委託料、体育施設管理委託料等の財政援助や業務委託が行われているが、補助金等の交付目的に適合した事業を行っているか、予定した委託業務が適正に行われているかなど、

その内容を精査し、その成果の検証を行うなかで、今後も、効率性の向上を視点にした指導や監督を引き続き実施していただきたい。

(○ 平出博物館)

分掌事務は、平出遺跡考古博物館、歴史民族資料館及び瓦塔館からなる平出博物館の管理運営、本洗馬歴史の里資料館、釜井庵及び洗馬焼和兵衛窯跡からなる本洗馬歴史の里施設の管理運営などに関することである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

2 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

指導及び要望事項は特に認められなかった。

○ 男女共同参画・人権課

分掌事務は、男女共同参画に関する諸施策の企画、連絡調整及び指導援助、女性の地位向上及び福祉の増進、女性問題の調査及び啓発、ふれあいプラザの管理運営、人権教育、人権擁護対策の総合企画及び連絡調整、人権問題の調査及び啓発に関することなどである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

2 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

(1) 男女共同参画啓発事業においては、本年度上半期には、6月に塩尻駅前と広丘駅前街頭啓発が実施された。このほかに、情報誌「共に」の発行が年2回行われている。

以前の定期監査等において、第1次及び第2次の男女共同参画基本計画に掲げられた数値目標が達成できなかったことを踏まえ、第3次男女共同参画基本計画の数値目標を達成するためには、計画期間中の年度ごとに段階的な目標を立て、具体的な達成方法を検討し、進行管理をするよう要望した経過があるが、第3次計画に掲げた数値目標が、また未達成ということがないように、これを早急に検討していただきたい。

(2) 住宅新築資金等貸付事業償還については、前年度末時点の利子分を含めた貸付総残高が9,888,931円となっている。

滞納が生じている2人からは提出された返還計画に従い滞りなく返済が進んでいる。今後も万全を期すことを強く要望するものである。

水道事業部

○ 経営管理課

分掌事務は、「総務係」が例規の制定及び改正、水道料金等審議会、簡易水道事業の庶務に関することなど、「料金係」が水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料その他収納金の賦課、徴収及び督促、滞納整理及び処分、簡易水道事業の使用料に関することなど、「経理係」が会計伝票、帳簿及び証拠書類の整備保管、予算及び決算に関することなどである。

また、当課においては、水道事業会計、下水道事業会計、農業集落排水事業会計及び簡易水道事業特別会計を所管している。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

2 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

(1) 事業の経費節約、専門性による業務の効率化、収納率と利用者サービスの向上を目的に平成29年度から水道料金等の賦課徴収業務を民間委託しようとして計画している。

民間委託する場合は、個人情報保護、事務所はどうするか等のメリット、デメリットがある。今後、委託事項等を十分検討して実施していただきたい。

(2) 水道料、下水道使用料等の調定額が増加しているなかでの収納率の増については、相応の評価をする、引き続き収納率の向上に努めていただきたい。

また、この水道料金等に係る債権管理については、以前の定期監査等でも要望したが、水道料金が私債権であることを踏まえ、今後も万全を期すことを強く要望するものである。

下水道使用料、農業集落排水施設使用料及び簡易水道使用料についても同様に収納率の向上に努めていただきたい。

(3) 国は、約46年ぶりに地方公営企業会計制度を大幅に改正し、新たな制度が平成26年度の予算から適用されている。これは、地方公営企業会計について、企業会計基準との整合を図ることを主な目的とした制度改正であった。

この制度改正により、本市の水道事業会計、下水道事業会計及び農業集落排水事業会計においては、新たな制度への移行が行われた。

新制度の財務諸表等により、中長期的な経営の分析を行い、市民や議会に分かりやすい財政計画を示していただきたい。

(4) 平成29年度の実施を目途として、簡易水道事業の水道事業への統合が予定されている。

現在、当課においては、水道事業経営に与える影響や一般会計からの繰入金額等の検討がされているが、地元使用者への説明等も十分に行っていただきたい。

(5) 水道事業会計においては8億円を超える定期預金、下水道事業会計においては3億

円を超える定期預金が、恒常的に市内の金融機関に預けられている状況である。

以前の定期監査等において要望をしたが、この多額の定期預金の一部を、安全性を重視するなかで、別な方法で運用することを、引き続き研究をしていただきたい。

○ 上水道課

分掌事務は、「工務係」が水道施設の建設及び改良並びに維持管理、水道の許認可の申請、給配水工事の監督及び検査、簡易水道施設、指定工事業者の指導及び監督に関することなど、「浄水係」が水源、浄水場等の維持管理、送水及び配水、水質の管理に関することなどである。

また、当課においては、水道事業会計及び簡易水道事業特別会計を所管している。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

2 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

(1) 平成29年度の実施を目途として簡易水道事業の水道事業への統合が予定されていることについては、経営管理課の部分で前述したが、現在、当課においては、檜川地区の簡易水道施設の情報を水道事業のマッピングシステムへ入力し、上水道と一元管理できるシステムづくりが進められている。経営管理課と共に、地元使用者への説明等も十分に行っていただきたい。

(2) 塩尻市水道ビジョンは、平成22年度の策定から5年が経過したことで、目標の達成状況、実現の方策や事業の進捗状況、給水人口の動態、社会的条件などから評価見直しを行い、より効果的な水道ビジョンにフォローアップするとのことである。

本市は、多くの浄水場を擁しており、維持修繕費も大きい。各施設の計画的な維持管理を検討されたい。

○ 下水道課

分掌事務は、「下水道係」が下水道の事業計画及び実施計画、管渠の建設、改良及び維持管理、下水道台帳及び農業集落排水台帳の整備保管、排水設備工事の受付、審査及び検査並びに手数料、汚水の水質規制、指定工事店の指導及び監督、私設汚水ポンプの設置、道路、河川、鉄道用地等の占用、使用又は掘削の許認可、承認等の申請及び更新手続、受益者負担金及び受益者分担金の賦課、下水道事業に係る企業債、合併浄化槽の設置に関することなど、「浄化センター」が終末処理場の維持管理及び改築更新、終末処理場用地の管理、終末処理場の水質の検査及び管理、終末処理場の汚泥の検査等、汚水マンホールポンプの維持管理に関することなど、「衛生センター」が、し尿の収集及び運搬、衛生センターの管理運営に関することなどである。

また、当課においては、下水道事業会計及び農業集落排水事業会計を所管している。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

2 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

汚水管渠工事、終末処理場工事は長寿命化計画及び耐震化計画に基づき、国庫補助事業により工事を予定しているが、補助金内示率が低く事業進捗に遅れが生じているとのことである。国の補助金に頼らなければ事業が進まないのはある程度理解できるが、下水道使用料だけでは如何ともし難い。あらゆる方策を用いて計画的な事業実施を検討されたい。

そ の 他

○ 会 計 課

分掌事務は、「出納係」の市税その他諸収入金の収納、市費の支払い、国県税の収納及び送金、現金及び有価証券の出納保管、団体の委託金出納、収入支出証書等の審査及び支出負担行為の確認、現金及び財産の記録管理、決算、指定金融機関等、保管不用物品の処分に関することなどである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

2 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

(1) 当課においては、多額の基金、歳計現金及び歳計外現金を取り扱っていて、それを定期預金、譲渡性預金、決済用貯金等で管理しているが、本年度、新たに地方債を一部購入し運用している。今後もこの多額の定期預金の一部を、安全性を重視するなかで、適切な方法で運用することを引き続き研究していただきたい。

(2) 前年度決算審査意見書において、「政府契約の支払遅延防止に関する法律」に抵触する事例が発生したことについて、再発防止のため事務執行のチェック体制を強化するよう要望したところであるが、その対策のひとつとして、月に2回行っていた定時払いの回数、10日、25日及び末日の3回に改善されたが、支払期間をなるべく均等にする等の工夫が必要である。

今後も、更なる会計事務の改善に期待するものである。

(3) 平成28年1月から公共料金明細事前通知サービスを導入することとなった。

これにより、公共料金の請求明細データを財務会計システムに取り込み、会計課で支払伝票を一括起票、口座振替で支払うことで、支払遅延防止及び支払事務の効率化を図ることができる。電気料金、電話料金、上下水道使用料、NHK放送受信料などが対象となる。

支払事務の軽減や人件費の削減、紙資源の節約にも繋がり、相応の評価をするものである。

今後も、このような会計事務の効率化、改善に期待するものである。

○ 議会事務局

分掌事務は、「庶務係」が議員の身上、議員報酬及び費用弁償、事務局職員の人事、公印の管理、諸規程の制定及び改廃、議長会及び各種行事、会議並びに交際、議会図書室、文書の収受、発送、整理及び保管、各執行機関及び諸団体との連絡、議場及び関係各室の管理取締りに関することなど、「議事調査係」が本会議、各委員会及び協議会の議事、議員の出欠席、議案の審査及び議事に属する調査統計、議事日程及び諸般の報告、議会において行う選挙、議案、請願書、意見書及び陳情書等の処理並びに会議録の作成及び保管、公聴会、傍聴人の取締りに関することなどである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

2 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

議会報告会は、市民が市議会の審議に参加する機会を確保し、市民の声を市政に反映させ、市議会が執行機関を監視する役割を果たすことを目的に、平成23年1月から施行された塩尻市議会基本条例に基づいて設置されたものである。

本年度は、10月2日に「えんぱーく」で、10月3日に「広丘支所」で開催された。

この議会報告会の開催等を通じて、市民に開かれた市議会が形成されていくことに期待するものであるが、参加者が少ないとのこと。議会報告会のあり方及び内容について原点から見直しを検討する必要があるのではないかと。

○ 選挙管理委員会事務局

分掌事務は、公職選挙法の規定に基づいて選挙管理委員会が行う各種選挙等の執行及び管理、選挙人名簿の登録及び異動処理、選挙時の啓発、委員会の開催などに関することの庶務である。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

2 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

職員の専門性が問われる部署であることから、適切な人員体制が求められる。

○ 監査委員・公平委員会事務局（固定資産評価審査委員会書記）

監査委員事務局の分掌事務は、地方自治法等に基づいて監査委員が行う普通地方公共団体の財務に係る事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理に係る監査、検査及び審査などに関することの庶務である。

公平委員会事務局の分掌事務は、地方公務員法等に基づいて公平委員会が行う職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に係る措置の要求の審査、判定及び必要な措置、職員に対する不利益な処分についての不服申立に対する裁決又は決定、職員の苦情の処理などに関することの庶務である。

固定資産評価審査委員会書記の分掌事務は、地方税法等に基づいて固定資産評価審査委員会が行う固定資産課税台帳に登録された価格についての審査申出に対する調査、審理及び決定などに関することの庶務である。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

2 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

指導及び要望事項は特に認められなかった。

○ 農業委員会事務局

分掌事務は、農地等の利用関係の調整、農地等の交換分合、農地等の利用関係のあっせん及び争議の防止、農業委員会の会議、農業振興などに関することである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

2 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

毎年、農業委員及び農地流動化推進員により、違法転用農地の調査に合わせ、耕作放棄地、遊休荒廃農地等の実態を把握するため、農地パトロールによる調査が行われている。

今後は、農地パトロールにより実態が把握された耕作放棄地、遊休荒廃農地等について、農政課、農業公社、JA、機械利用組合等と連携して、引き続き農地への復元、農地の保全や利活用に努めていただきたい。

また、事務局としてもサンプル的な現地調査を行い精度の高い事業としていただきたい。

第6 その他全庁的な監査所見

- 1 職員の超過勤務については、前年度から継続し、また、恒常的に多い課等がいくつか見受けられるので、これらの職場に対しては、その実態を詳細に分析し、必要な事務改善を行ったうえで、なお超過勤務が減少しない場合にあっては、適時に人事異動を行う、部等間を超えて全庁的に職員の流動体制をとるなど、柔軟かつ積極的に対策を講じていくべきであると思われる。

管理職員におかれては、時間外業務の負担が特定の職員にかかることのないよう勤務時間内の事務効率の向上及び事務分担の平準化に努められたい。

- 2 公法上の債権及び私法上の債権にかかる滞納の発生は、財源の確保と市民の公平性・公正性の確保の観点から懸念するところである。

厳しい経済情勢の中で従事する職員の苦労を理解するものであるが、歳入確保は財政上の喫緊な課題となっている。市全体の問題として、更に有効な未収金対策に取り組まれるよう望むものである。

- 3 今後、財政環境が年々厳しくなってくることが予測されるので、各行政サービスの事業内容や費用対効果を十分に検証し、全庁的に効率的な事業執行を図り、引き続き健全財政が維持できるよう努力されたい。

- 4 研修会や会議等において、復命書や結果報告書の提出がないもの、資料の添付がないもの、鉛筆書きのメモがそのまま残されているものが散見された。体感して得た知識や調査対象者のニーズなどの記録は、新事業の創造や既存事業の見直しに貴重な資料として役立つものと思われるため、適正な事務処理をされたい。

- 5 本市においては、本年度も多くの公共工事が実施され、また実施が予定されているが、そのうちの比較的大規模な公共工事については、その大半で当然のように前金払が行われている。

この前金払については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第163条において、8項目の前金払ができる経費が定められているが、公共工事に係る経費の前金払については、この8項目に含まれておらず、同施行令の附則第7条において、当分の間の特例として支出できるとされているものである。

したがって、今後は、建設工事業者等からの前金払請求を、当然のこととして処理せず、本当に当該建設工事行者等が前金払を必要としている状況か、否かを精査してから処理するように心掛けていただきたい。